

■研修会資料（資料1：厚生労働省作成、資料3-2～3-6：検討委員会委員作成）

厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「保護者支援プログラムのガイドライン策定
及び好事例収集のための調査研究」

親子関係再構築支援に関する 研修会

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

本日のスケジュール

- ▶ 1. 令和4年の児童福祉法等改正について
- ▶ 2. 本調査研究事業の報告
- ▶ 3. 「親子関係再構築のための
支援体制強化に関するガイドライン案」のご紹介
- ▶ 4. 親子関係再構築支援に関する取組事例のご紹介
- ▶ 5. 質疑
- ▶ 6. 今後の予定について

令和4年の児童福祉法等改正について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊娠婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機能の整備に努める。子ども家庭センターは、支援を要する子どもや妊娠婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
- ※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊娠婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再結合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊娠婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

- 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や審査履歴に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

- 児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

- 児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
- ※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を設入する。
- ※認定実務の取得状況等を証明すると共に、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や認定取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を高め、働くことができる職能及び資格の在り方について、認定資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DPS）の導入に先駆けた強化強化）等【児童福祉法】

- 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3ヶ月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

第6条の3第15項 この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第33条の6の2 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第34条の7の2 都道府県は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

3 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国及び都道府県以外の者は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

5 親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

保護者指導・カウンセリング強化事業（児童相談所における保護者支援等）

概要	令和5年度予算額：20.8億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業） 児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体の研修会等を活用することにより、職員の資質の向上を図る。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 保護者指導支援員の配置 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童心理司と連携して継続的な保護者指導を行うことを業務とし、児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者（保護者指導支援員）を配置。 保護者指導支援カウンセリング <ul style="list-style-type: none"> ◆ 精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭環境への取組の強化を図る。 家族療法事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 滞待を受けたまたはおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合等の強化に向けた取組を行う。 ファミリーグループカンファレンス（FGC）事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童福祉司、児童心理司、精神科医、当事者である保護者等を構成員とし、当該子どもや家族に対する支援方法・内容について検討する場を設ける。 宿泊型事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供等を行う。 児童相談所等機員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童相談所等の職員がより効果的な保護者指導を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。 保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業 ※R5拡充 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 民間団体へのアドバイザー派遣・先駆的な民間団体での研修・その他民間団体の育成に資する取組 						
支援のイメージ							
補助額等	<table border="1"> <tr> <td>【実施主体】</td> <td>都道府県、指定都市、児相設置市</td> </tr> <tr> <td>【補助割合】</td> <td>国1/2、都道府県1/2</td> </tr> <tr> <td>【補助基準額】</td> <td> ①②③児童相談所1か所当たり ①保護者指導支援員の配置 3,528千円 ②保護者指導支援カウンセリング事業 11,707千円 (保護者指導カウンセリング、家族療法事業、FGC事業、宿泊型事業) ③保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 300千円 ④保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業 1,253万円 </td> </tr> </table>	【実施主体】	都道府県、指定都市、児相設置市	【補助割合】	国1/2、都道府県1/2	【補助基準額】	①②③児童相談所1か所当たり ①保護者指導支援員の配置 3,528千円 ②保護者指導支援カウンセリング事業 11,707千円 (保護者指導カウンセリング、家族療法事業、FGC事業、宿泊型事業) ③保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 300千円 ④保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業 1,253万円
【実施主体】	都道府県、指定都市、児相設置市						
【補助割合】	国1/2、都道府県1/2						
【補助基準額】	①②③児童相談所1か所当たり ①保護者指導支援員の配置 3,528千円 ②保護者指導支援カウンセリング事業 11,707千円 (保護者指導カウンセリング、家族療法事業、FGC事業、宿泊型事業) ③保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 300千円 ④保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業 1,253万円						

都道府県等・児童相談所による支援の強化（2. 関係）

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児童相談所）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例) ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。 4

市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童
※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

新設 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例) 調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学年期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例) 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例) 調査・クレープワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの取り扱い方等を学ぶ（ペアントトレーニング） 等

拡充 子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスバイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

本調査研究事業の報告

本調査研究で実施した調査等

- ▶ グループディスカッション（全8回）
 - ・ 計141自治体・児相が参加
(主管課:32自治体、児相:80所、市区町村:29自治体)
- ▶ 対話会（全3回）
 - ・ 延55自治体・児相が参加
(主管課:7自治体、児相:41所、市区町村:7自治体)
- ▶ インタビュー調査（取組み事例集の作成）
 - ・ 計14自治体・児相に実施
- ▶ 親へのアンケート調査
 - ・ 16名の方から回答あり

➤ グループディスカッションでの主な意見

▶ 主管課

- ・ 支援体制の考え方（児相内or外部委託等）
- ・ 「親子関係再構築支援」の対象・方法等の認識にズレ
- ・ 主管課が**現場のニーズをどう拾うか**
- ・ 研修に関する予算確保の限界、効果的な活用方法は？
- ・ 市区町村への支援をどのようにしていくべきか
- ・ 協働先となり得る民間等の資源の発掘・育成は
主管課でも取り組むべき重要な取り組み
- ・ 親子関係再構築支援の必要性について理解促進が必要
→ **社会的養育推進計画への位置づけ**
- ・ 予算確保のためには「**効果の見える化**」が必要

➤ グループディスカッションでの主な意見

▶ 児童相談所

- ・ 親への支援まで手が回っていないのが現状
- ・ 児相が行うべき親子関係再構築支援の再確認が必要
(プログラムの実施が目的ではない)
- ・ 児相内での支援体制をどう構築していくべきか
(専任者・専任チームがよいか、分業化も課題)
- ・ 所内でのノウハウの蓄積、職員育成が課題
- ・ 民間と協働するには、所職員のスキルアップが不可欠
- ・ 民間と協働するイメージがわからない、具体例を知りたい
- ・ 市区町村における支援が不可欠=どう連携するか
(市区町村への支援、児相・市区町村との役割分担)

➤ グループディスカッションでの主な意見

▶ 市区町村

- ・職員数、経験・ノウハウの少なさが課題
- ・**市区町村の強み**を活かした役割・支援方法がある
(保護者との距離の近さ、豊富な資源)
- ・**児相との役割分担**、円滑な引継ぎなどの連携強化
- ・**市区町村単独での取組みの限界**
(職員育成、資源の発掘・育成等)

➤ 対話会での主な質問・話題

▶ 親子関係再構築支援の実践例について

- ・**自治体独自の保護者支援**の取組み
- ・対象としているケース、パーマネンシー保障
- ・実践している支援の有効性
- ・**当事者参画**の重要性、ラップアラウンドによる支援
- ・**保護者への動機づけ**を行うためのアプローチ方法
- ・IFCAの活動と子どもの意見を聞き取るのに効果的なツール(本)紹介
- ・**外部と協働**して実施しているプログラム
- ・外部と協働するメリット
- ・プログラム実施後の効果測定やフォローアップ=**児相の役割**について
- ・大学が実施している家庭養育推進自治体モデル事業の紹介
- ・親子関係再構築支援を行うまでの必要性の把握や支援方針の決定
- ・**ケース進行管理方法**について

➡ 対話会での主な質問・話題

▶ 取組みの経緯・きっかけについて

- ・実態調査結果を踏まえた施設入所長期化ケースに対する介入の見直し
- ・実態調査を行った経緯、どのような指標を用いて調査を行ったのか

▶ 児童相談所内の支援体制について

- ・専任チームの有無、専任チームの役割・活動内容
- ・組織内の認識や意識づけを変える為に必要なこと
- ・市職員が受講した認知行動療法の研修

▶ 市区町村における支援について

- ・児相との連携における、市区町村への期待や市区町村の強み

➡ 親へのアンケート調査

▶ 実施概要

- ・親子関係再構築に向けた支援を行っている親が対象
- ・児童相談所より、調査に関する案内を対象者に配布
- ・WEBのアンケートページより回答
- ・調査実施期間：令和4年12月12日～令和5年2月28日

➡ 親へのアンケート調査 調査結果

▶ 児童相談所との面接の中で、自分の想いや意見を聞いてもらえたか

「そう思う」が11件、「ややそう思う」が2件

「あまり思わない」が2件、「思わない」が1件

<そう思う理由>

- ・自分の想いや希望もしっかり聞いてもらっている
- ・子どもに対する考え方を聞いてもらい、**不安の解消につながる**
- ・ただの愚痴のような形になってしまってもしっかり聞いていただけている
- ・「ここでは申し訳ないと思わないで下さい、大丈夫ですから気兼ねしないで
ここへ来て下さい」と言っていただき、本当に嬉しく思いました。
- ・担当が変わり、子どもと親の担当者間で情報の共有がされている感じがしない
- ・自分の想いを言っても、それはお答えできませんと言うばかり

➡ 親へのアンケート調査 調査結果

▶ 児童相談所とかかわる前と今までの考え方や気持ちの変化

「変化した」が8件、「やや変化した」が6件

「あまり変化しなかった」が1件、「変化しなかった」が0件

<変化したきっかけ・どのように変化したか等>

- ・担当の方の人柄が良く、温かいので自身が**前向きになれました**
- ・親として子どもに対してどうしてしまうかを**素直に話せる人がいたから**
- ・今までの子どもに対する接し方などを見つめ直せると思った
- ・話を聞いてもらうことで**ストレス発散**になり、
落ち着いて子どもと接する事ができるようになった

➡ 親へのアンケート調査 調査結果

▶ 児童相談所とかかわって良かったこと

「そう思う」が9件、「ややそう思う」が4件
「あまり思わない」が1件、「思わない」が2件

<そう思う理由>

- ・すぐに相談できる場所が出来て心が軽くなりました
- ・助けて欲しい時に、助けて欲しいと言える先があることは、すごく心の支えになる
- ・気持ちをリセットできる
- ・こんなことがあったとか話を聞いてくれる方がいるだけでも本当に助かります
- ・一人で抱え込まなくなったり
- ・聞いてもらえるだけで、自己満足できる
- ・色々な相談を受けている専門家なので助言を受け、気持ちを理解してもらえた
- ・里親制度を利用できて、本当に良かった

➡ 親へのアンケート調査 調査結果

▶ 児童相談所や支援者とのかかわりの中で 気になった点、改善したほうがよいと思った点

<自由意見>

- ・教科書通りの対応ばかりでもっと寄り添って欲しい
- ・児童相談所は忙しそうで、面談の予定などが遅れていき、つらい思いをした
- ・情報の共有が不足している点があつたり、以前も話した内容を聞かれていると感じることもあった
- ・親子別々の面談後、子どもがどんな気持ちでいるのかなどを教えてほしい
- ・どうしても子どもたちと距離を取らないと何かしてしまいそう、になった時に、すぐに預けられたり、見てもらえる先があると安心かなあとと思いました
- ・子どもたちをファミリーホームに預けているが他の里子さんに気を遣わなければならないのが大変

調査研究の考察

▶ 親子関係再構築支援の認識・理解や取組み状況について

- ・「親子関係再構築支援とは何か」の再確認が必要
- ・保護者支援プログラムの活用には課題を感じている児童相談所・自治体が多い
- ・親子関係再構築支援が、**ケースワークから切り離されてしまっている**児童相談所もある
- ・親子分離がゴールではない／親子関係再構築に向けては早期の支援が重要
- ・**パーマネンシー保障**の観点からの親子関係再構築支援
- ・全ケースで行うべきことと、対象者を絞って行うべき支援との整理が必要

▶ 親子関係再構築のための支援体制について

- ・属人的な取り組みから、組織としての取組みへの移行が必要
- ・**ケース担当とは別の職員や機関が関わることができる支援体制の検討を**
- ・重層的・継続的・複合的な支援体制をいかに構築していくか
- ・**外部機関を活用した親子関係再構築のメリットと体制構築**
- ・主管課中心となり、**都道府県全体**での市区町村の支援体制の充実を
- ・市町村間での協働の可能性

調査研究の考察

▶ 親子関係再構築支援のあり方・求められている方向性

- ・当事者を中心とした支援へのシフト
- ・当事者・関係者の参加型ケース会議の開催
- ・課題の共有／効果の可視化／やってよかったという実感が、取組みの第一歩に
- ・児童相談所等間での情報共有・意見交換の場があることが望ましい

▶ 「親」が求める児童相談所とは（親への調査結果より）

- ・親とのかかわりにおいて児童相談所に求められること
- ・「**当事者の声を聞く**」ことの意味

→ 親子関係再構築支援のための
支援体制強化に関するガイドライン(案)

→ ガイドライン(案)の趣旨

▶ 親子関係再構築に関する

　　ケース支援のガイドラインは既存のもの有

- ・児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン
- ・社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン

▶ グループディスカッション等での課題を踏まえ、
　　ガイドラインで整理したいと考えたポイント

- ・親子関係再構築支援の必要性の確認
　　→ 親子関係再構築支援を行うための体制をどう確保するか
- ・ケースに応じた支援：アセスメントの実施と支援メニューの充実
- ・支援メニューを確保するために想定される取組み

→ **親子関係再構築支援のための
　　支援体制強化に関するガイドライン**

➡ ガイドライン(案)の構成

▶ 第1章 はじめに

1. 親子関係再構築支援の定義
2. 子どもの回復のための親子関係再構築支援の意義

▶ 第2章 本ガイドラインについて

1. 令和4年児童福祉法改正における親子関係再構築支援
2. 本ガイドラインの位置づけ

▶ 第3章 親子関係再構築支援の原則

1. 子どもの援助指針における親子関係再構築
2. 当事者である家族(「子ども」と「親」と一緒に考える)
3. 子どもと親を支える人・機関と連携した援助指針等の策定
4. 親子関係再構築支援=保護者支援プログラムの活用ではない

➡ ガイドライン(案)の構成

▶ 第4章 親子関係再構築支援のために

整備が必要な体制・しくみ

1. 重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築
2. 親子関係再構築の視点を含めたアセスメント及び援助方針の策定

▶ 第5章 児童相談所における

親子関係再構築支援の体制強化

1. 親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり
2. 児童相談所内のノウハウ共有をするための研修体系の構築
3. 多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践
4. 児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実

ガイドライン(案)の構成

▶ 第6章 民間団体との協働による

親子関係再構築支援の充実

1. 民間団体との協働による支援体制の**メリット**
2. 民間団体との協働における**留意事項**

▶ 第7章 市区町村における支援体制の強化と

児童相談所との連携・協働による支援の実施

1. **市区町村における親子関係再構築支援の必要性**
2. 市区町村に求められる支援体制と
児童相談所との連携・協働による支援
3. **都道府県単位**での親子関係再構築の支援体制のあり方と
市区町村への支援の充実

▶ 第8章 施設・里親等との協働による支援

1. 施設・里親等との連携強化
2. **永続的な養育**を受けることができる場の確保

ガイドラインのご紹介

▶ 親子関係再構築支援の定義と意義

早稲田大学人間科学学術院人間科学部 教授

早稲田大学社会的養育研究所

上鹿渡 和宏 委員

▶ 児童相談所における親子関係再構築支援

神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課長 稲葉 史恵 委員

▶ 当事者や当事者を支える人・機関と一緒に考える

花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授 久保 樹里 委員

▶ 民間との協働歩調と可能性

堺市子ども相談所 参事役

井上 直子 委員

▶ 市区町村を含めた親子関係再構築支援体制の 充実のために

広島県西部こども家庭センター相談援助I課

初期対応係長

児玉 彩奈 委員

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン

親子関係再構築支援の定義と意義

早稲田大学人間科学学術院
早稲田大学社会的養育研究所
上鹿渡和宏

1

社会的養護当事者の声

施設で生活した私が施設に求めるのは、「いっしょに生きてくれる人」を失った子どもたちにとって、
「いっしょに生きてくれる人」が見つかる場所であってほしいということです。

NPO法人社会的養護の当事者参加推進団体
「日向ぼっこ」と社会的養護、明石書店、2009年

下手な躾（虐待）の方法しか分からず、親も困っていたのかもしれない。親も助けて欲しかった。
もし親を助けてくれる人がいたら、**自分は離れずに仲良く暮らしていく**のではないか。

チャレンジ中野・グローハッピー「子ども会議」
2019年8月3日第3回会議録

2016年改正児童福祉法

第三条の二
国及び地方公共団体は、

「家庭における養育環境と同様の養育環境」
family based care
「できる限り良好な家庭的環境」
family-like care 及び residential care

①児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

②ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、

③児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

3

パーマネンシー (Permanency)

福岡市こども家庭課
福井充氏作成

パーマネンシーの質を高める要素

意図と傾倒

家庭が続していくことが意図(Intent)されていて、家族が子どもに傾倒(Commit)している

共通の未来

当然に共通の未来を想定し、家族との関係の継続性(Continuity)を提供している

所属感

子どもに法的地位が与えられて権利が守られ、所属感が促進されている

出展 : Emlen et al. (1977; 10-11) Overcoming Barriers to Planning for Children in Foster Care

パーマネンシー = パーマネンシープランニングの達成目標

共通の未来への永続的なつながりを当然の前提として、傾倒的な関わりの中で安心や所属感を感じさせる家族がいる養育環境

- 安全で妨げられない情緒的な結びつきと、将来への予測可能性
- 安定したアタッチメントの形成、アイデンティティの獲得
- 生涯にわたるウェルビーイングへ

十制度的背景+

福岡市こども家庭課
福井充氏作成

相談援助活動の原則
(児童相談所運営指針 2018~)



- ・家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、
- ・それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育（親族里親、養育里親や養子縁組）、
- ・さらには特別養子縁組を検討し、
- ・これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること。
- ・里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を行った場合においても、家庭復帰を見据えた親子関係再構築支援のため、市町村など地域の関係機関との連携や人材育成に協力するなどの体制強化を図ること。

パーマネンシー保障を意図した活動順位 「最大限の努力」の必要性

定期的な判断・検討による強固なケースマネジメント が想定されている

社会的養護の子どもと家族の交流状況

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
「社会的養育の推進に向けて」
令和4年3月31日 より

(20) 措置児童の保護者の状況

(単位：人)

区分	乳児院	児童養護施設	里親
父母有り（養父母含む）	1,639 (54.2%)	9,920 (36.7%)	1,142 (21.2%)
父のみ（養父含む）	79 (2.6%)	2,866 (10.6%)	416 (7.7%)
母のみ（養母含む）	1,240 (41.0%)	12,302 (45.5%)	2,656 (49.3%)
両親ともいない	53 (1.8%)	1,384 (5.1%)	919 (17.1%)
両親とも不明	8 (0.3%)	359 (1.3%)	222 (4.1%)
不詳	4 (0.1%)	195 (0.7%)	27 (0.5%)
総数	3,023 (100.0%)	27,026 (100.0%)	5,382 (100.0%)

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(21) 家族との交流状況

(単位：人)

	総数	交流あり			交流なし	不詳
		電話・メール・手紙	面会	一時帰宅		
里親	5,382 100.0%	227 4.2%	925 17.2%	359 6.7%	3,782 70.3%	89 1.7%
児童養護施設	27,026 100.0%	2,438 9.0%	7,772 28.8%	9,126 33.8%	5,391 19.9%	2,299 8.5%
児童心理治療施設	1,367 100.0%	76 5.6%	449 32.8%	538 39.4%	218 15.9%	86 6.3%
児童自立支援施設	1,448 100.0%	93 6.4%	452 31.2%	493 34.0%	199 13.7%	211 14.6%
乳児院	3,023 100.0%	102 3.4%	1,672 55.3%	425 14.1%	651 21.5%	173 5.7%
ファミリーーム	1,513 100.0%	128 8.5%	435 28.8%	258 17.1%	559 36.9%	133 8.8%
自立援助ーム	616 100.0%	143 23.2%	72 11.7%	56 9.1%	292 47.4%	53 8.6%

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

6

269

本ガイドラインにおける親子関係再構築支援

「こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に回復するために（目的）、虐待をはじめとする養育上の課題や問題により傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むこと」

親子分離等によって施設等に入所しているこどもとその親を対象とした、施設等からの家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援を含む、家族の状況や課題等に応じた関係修復や再構築のための支援を対象とするものである。また、親のいないこどもについても、その生い立ちの整理や、親族・きょうだいなどとの関係性の構築や永続的なつながりや養育環境を構築するための支援も含まれる。

親子関係再構築支援 ≠ 保護者支援プログラム

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）（2023）

（参考）親子関係再構築支援

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン(2014)

分離となった家族に対して

① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援

→狭義の家族再統合支援（家庭復帰）

② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援

→広義の家族再統合支援

③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供

(参考) 親子関係再構築支援

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン(2014)

ともに暮らす親子に対して

- ④ 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援

→親子関係形成支援（家族維持）

- ⑤ 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援

→在宅での親子関係再構築

- ⑥ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援

親子関係再構築支援の意義

こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に回復することを通して、こども自身が愛され大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになること。

こどもと親とが、お互いを受け入れ、認め合えるような関係性の構築を目指す親子関係再構築支援は、子どもの将来に大きく影響を及ぼす大切な支援であり、そのために必要な支援をこどもと親との双方に行うとともに、こどもと親を支える家族・親族や地域を含めて総合的なサポートをすることが児童相談所や市区町村をはじめとする支援者・支援機関に求められている。

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）(2023)

「保護者支援プログラムのガイドライン策定
及び好事例収集のための調査研究」
研修会

児童相談所における親子関係再構築支援

神奈川県中央児童相談所
稻葉史恵

第3章 親子関係再構築支援の原則

- 1 子どもの援助指針における親子関係再構築
- 2 当事者である家族（「子ども」や「親」）と一緒に考える
- 3 子どもと親を支える人・機関と連携した援助指針等の策定
- 4 親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムの活用ではない

第4章 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・しくみ

- 1 重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築
- 2 親子関係再構築の視点を含めたアセスメント及び援助方針の策定

第3章 親子関係再構築支援の原則

1 子どもの援助指針における親子関係再構築

- 「親子関係再構築支援」は、児童相談所が行う援助（支援）、そのもの・・。

第1節 児童福祉法の理念

1 児童福祉法の理念

子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者を含めた家族ごと支える視点が不可欠であり、その観点から、家庭という子どもの環境づくりを支えることも子どもの権利の保障の重要な側面であることを意識すべきである。

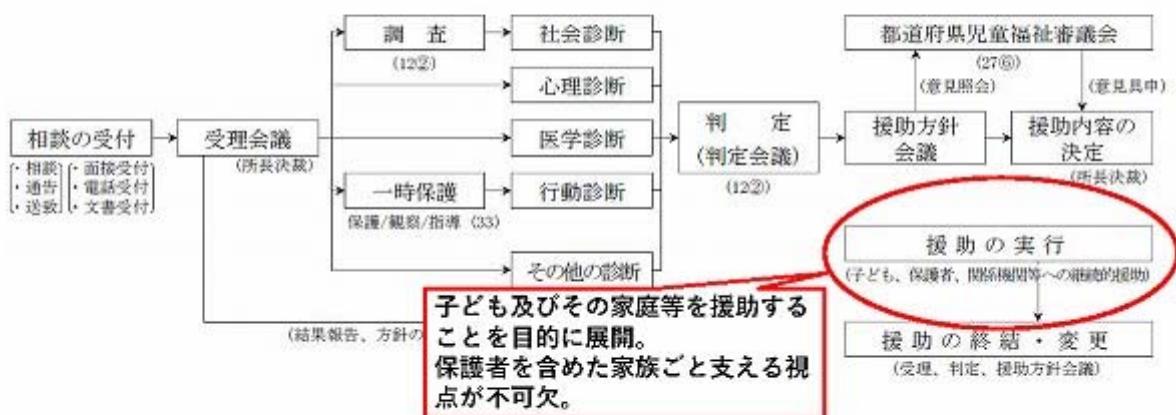
第2節 児童相談所の性格と任務

1 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念

(2) 児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に發揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。そのため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。

【児童相談所運営指針より】

児童相談所における相談援助活動の体系・展開



【児童相談所運営指針より】

第3章 親子関係再構築支援の原則

1 子どもの援助指針における親子関係再構築

- 「親子関係再構築支援」は、児童相談所が行う援助（支援）、そのもの・・・。



- 援助指針等^(※)に「親との関係性を再構築する」視点は必ず含まれる。
(再構築の形は、いろいろですが・・・)

※児童相談所の援助指針の他、自立支援計画なども含まれます。

第3章 親子関係再構築支援の原則

4 親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムの活用ではない

- 児童相談所の援助は、

子どもに対する援助
保護者に対する援助
親子関係に対する援助
親族等に対する援助
など



ご留意ください！

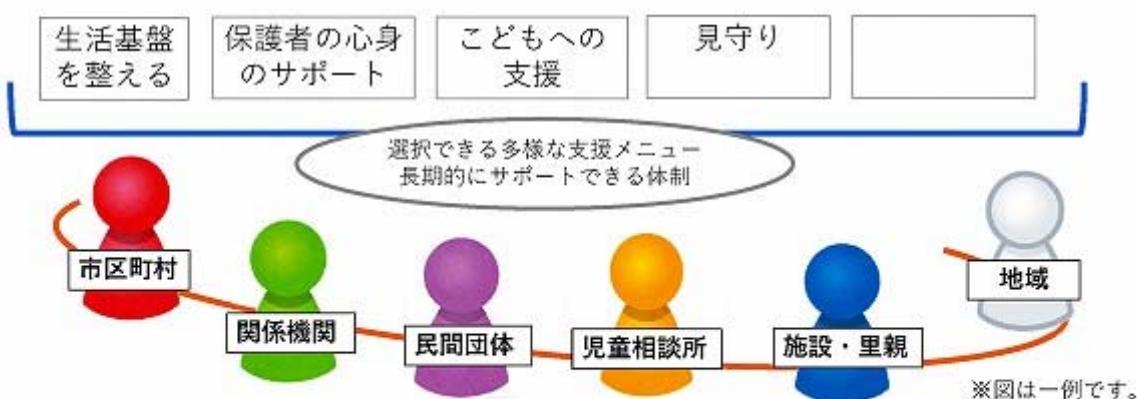
- ・保護者支援プログラムにつなげることが、親子関係再構築支援ではありません・・・
- ・親子関係再構築支援の体制整備＝保護者支援プログラムの導入ではありません・・・
- ・もちろん、「保護者支援プログラム」も支援メニューの一つ。



第4章 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・仕組み

1 重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築

- ・再構築のために必要な支援は、さまざま。



体制整備すべき親子関係再構築のための支援

- ・児童相談所職員による支援
- ・医師や外部の専門家からの助言等を必要とする支援
- ・児童相談所以外からの支援
- ・保護者支援プログラム等の特化した支援（民間団体への委託等）
- ・市区町村による地域での支援
- ・生活基盤を整えるための支援・事業等の活用など

児童相談所が支援しているこどもについては、児童相談所がそのマネジメントを担う。

さいごに

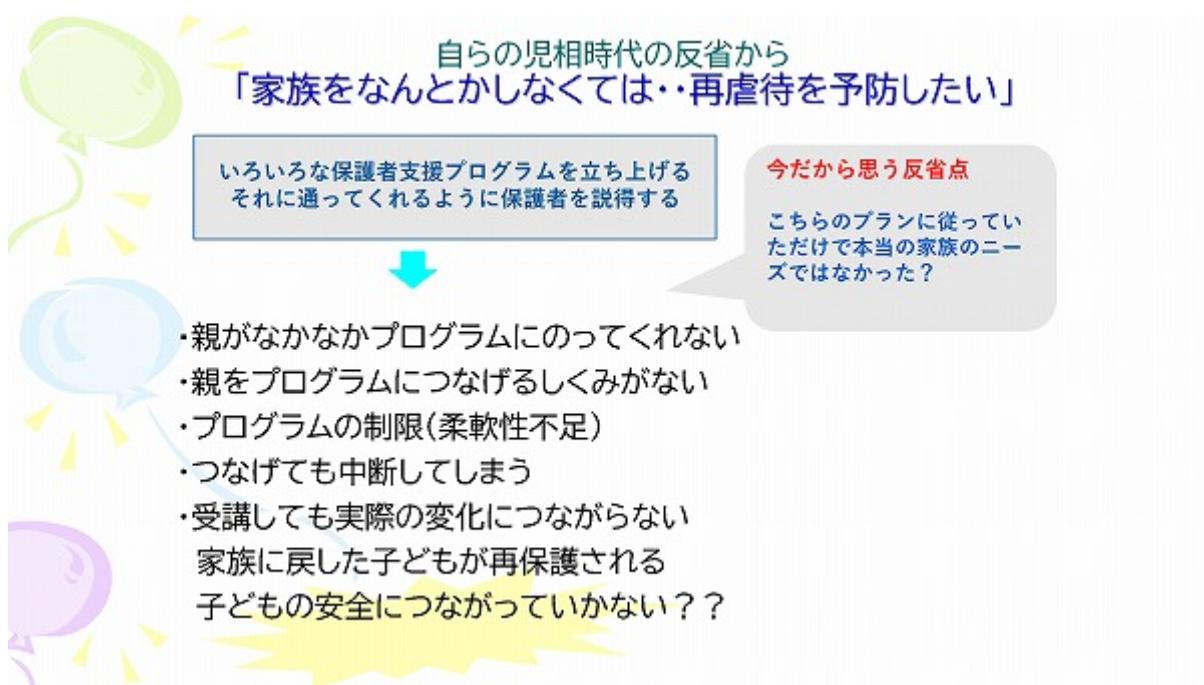
- ・みなさんの自治体（児童相談所）は、どのような支援体制ですか。
- ・親子関係再構築のための支援のために、どのような体制が必要だと考えますか。
- ・ぜひ、他自治体（児童相談所）の取組みも参考に。



当事者や当事者を支える人・機関 と一緒に考える

ラップアラウンドの活用

久保樹里 花園大学



虐待再発を防止し、安全が続く家族になるには

- * 保護者にプログラムを受講させること ↗ 子どもの安全
 - * 支援側が家族のために決めたこと(パターナリズム)
 - ↗ 家族の望むこと・家族のニーズ
 - * 家族自身で家族の安全をイメージできること
 - = 家族が実行・子どもの安全につながる
- ⇒どんな家族になりたいかを聞いていなかった！

* 家族に提供するサービスが限定されている
(生活を支援するものがもっと必要)



児童福祉分野における当事者参画の遅れ
児童虐待対応におけるパターナリズムの過剰

アセスメントの枠組み



真の支援とは？

のアプローチ
変化

- 第1段階 「相互関係優先型アプローチ」
- 第2段階 「安全優先型アプローチ」
- 第3段階 「再統合・構築指導アプローチ」
- 第4段階 「当事者参画アプローチ」

鈴木浩之（2020）「児童相談所における子どもと家族への支援の現状と課題
—子ども虐待対応など、相談を望まない人たちとの相談をいかにつくっていくのか」



家族と関係機関、関係者との
パートナーシップの推進

これからの子ども家庭福祉の方向性

地域
を
基盤に

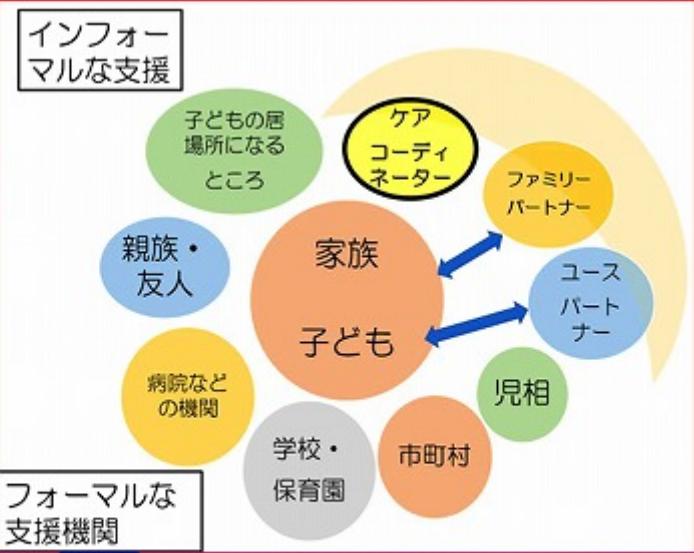
サポート
プラン
つくり

つながり
合う

当事者
参加で

サービス
開発

子どもと家族を真ん中に
フォーマル・インフォーマルな
支援者でチームを作り
子どもと家族の強みと
ニーズを明らかにし、
適したサービスを取り入れ
支援プランを作り、実行・
修正していく。



ラップアラウンド (WRAPAROUND) の理念を用いて

ラップアラウンドのなりたち

- 1980年代ノースカロライナ州のSWの Lenore Beharが
施設や病院での子どものケアにかかる経費があれば、地域において、子どもや家族にオーダーメイドで支援が提供できることを提唱。ラップアラウンドと名付けた。（ラップで包み込むように・
・のイメージ）
- 長く施設や病院で過ごした子どもたちがのちに困難を抱える現実
⇒家族・地域の居場所を喪失
- そこにかかる経費も膨大→その費用を地域での支援に回す
⇒経費の削減

ラップアラウンド (Wraparound)とは

- ・「困難を抱える子どもとその家族を施設という壁ではなくサービスで包み込む」ためのプロセスであり、児童福祉 少年司法、精神保健、教育などの分野において行動面・情緒面・精神面に深刻で複雑な課題のある子どもや青年を地域でサポートするために活用
- ・全米のほとんどの州その他の国で展開されている
集中的(1~1.5年間)な支援のアプローチ
- ・地域によって対象、やり方には違いがある。精神保健、障害児、非行、家族再統合・家族維持・里親支援など

ラップアラウンドの前の状況

カテゴリー化されたケア

児童福祉 司法 教育

メンタルヘルス 医療 等

・単独で働いている、別々の
方向に支援を提供する
同じ方向を向いていない



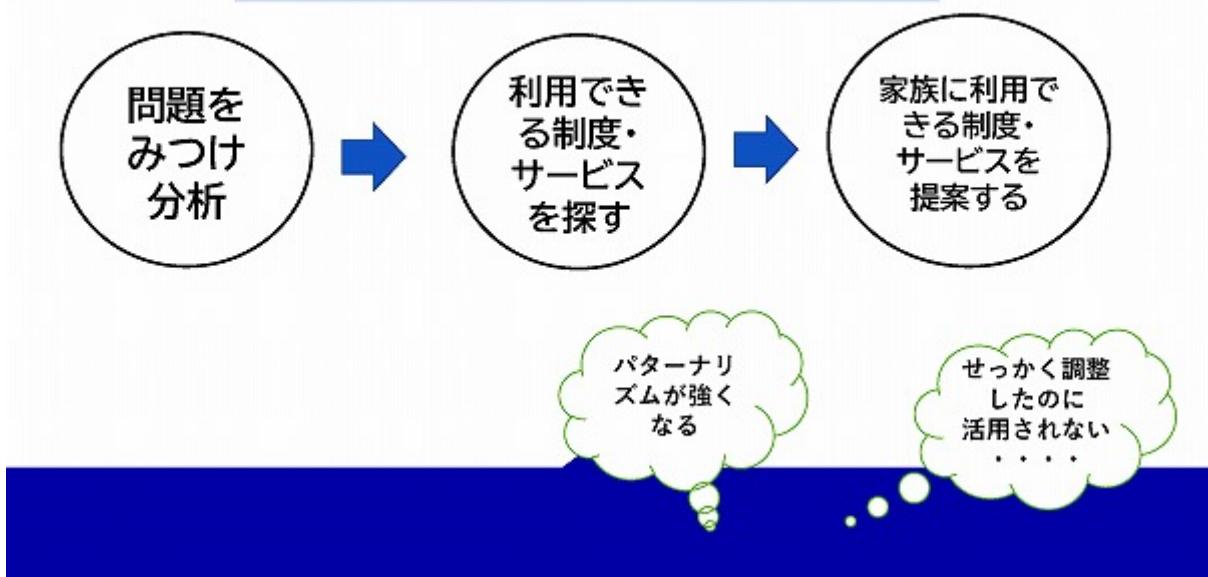
縦割りの予算と
ばらばらな計画



従来の支援

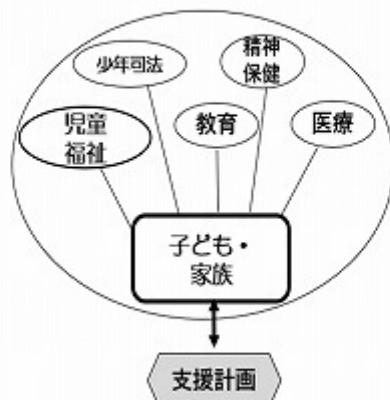
en route : LCC資料

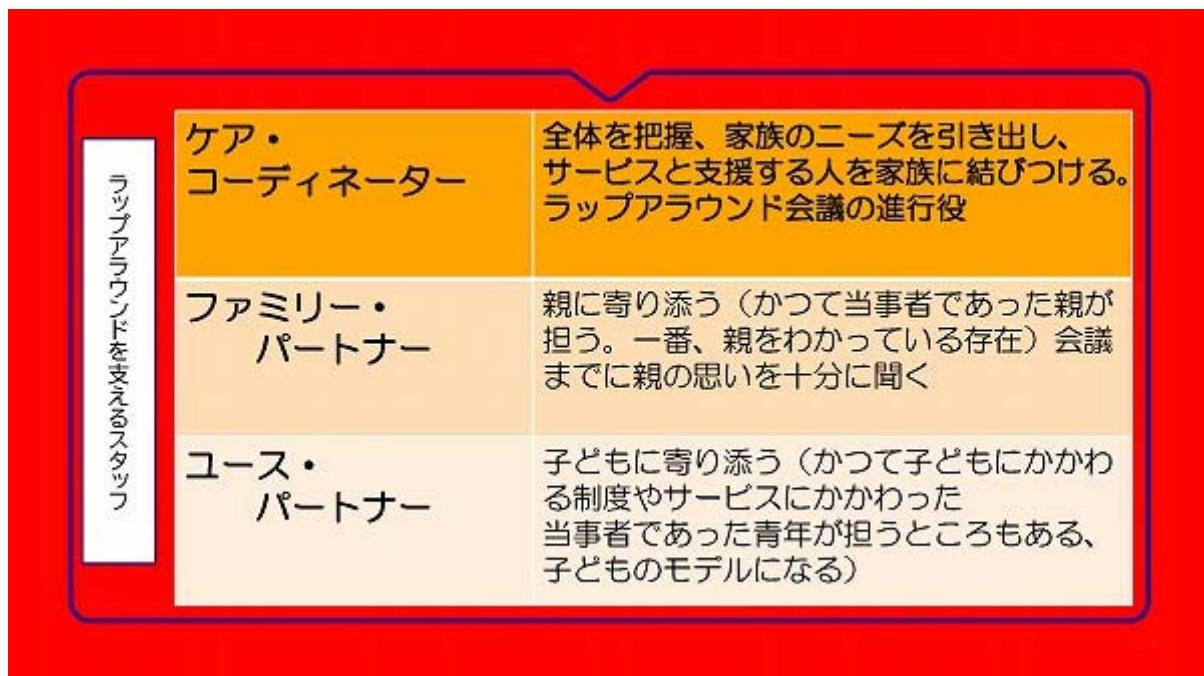
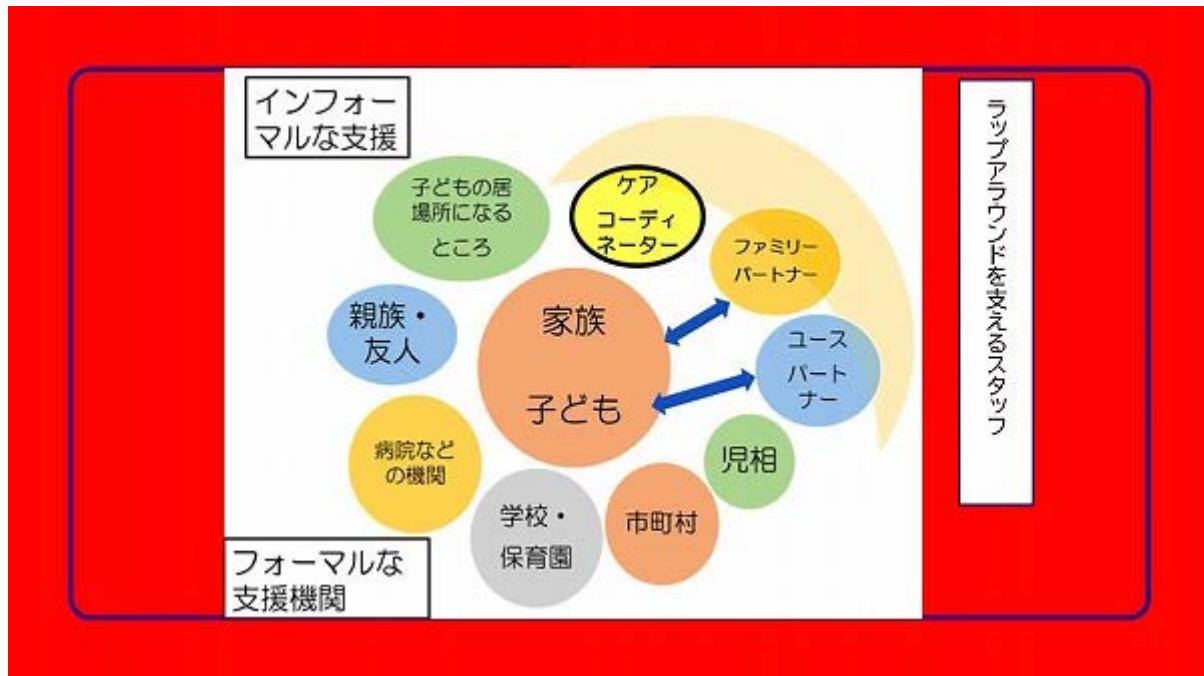
従来の支援のアプローチ



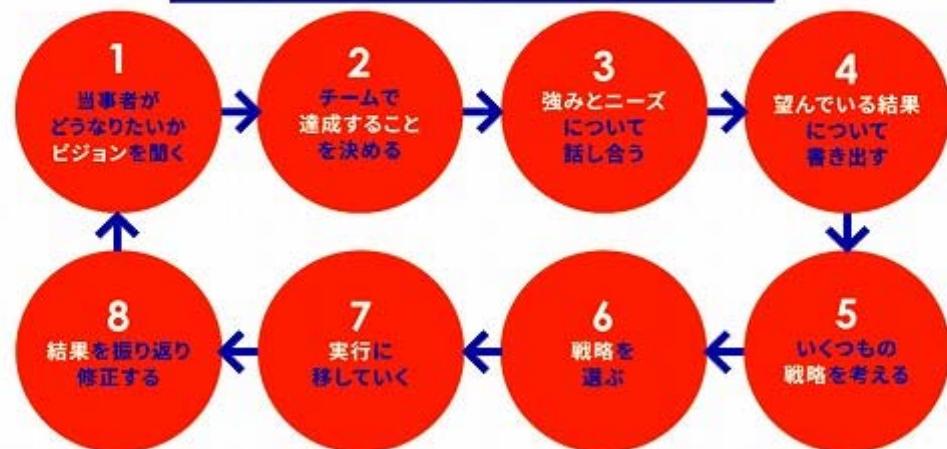
ラップアラウンドはみんなで ひとつの支援計画をたてる

- ・ラップアラウンドはシステムオブケアの中の中心的・実践的なレベルでの取り組み
- ・ラップアラウンドはひとつひとつの家族と子どもを実践でよくしようとするアプローチ





ラップアラウンドの進め方



ラップアラウンドの10原則

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 子どもと家族の声と選択 | ⑥ 文化的配慮 |
| ② チームベース | ⑦ 個別化 |
| ③ ナチュラルサポート | ⑧ ストレングスベース |
| ④ コラボレーション | ⑨ 永続性(無条件) |
| ⑤ コミュニティベース | ⑩ アウトカム(成果) |

原則①子どもと家族の声と選択

”家族という車”的運転席には乗っているのは誰?



家族のビジョンは何なのだろう?
家族はどこに向かっていたいの?



支援者はナビゲートはしても代わりに運転はしない。あくまでも主体は子どもと家族
ゴールは家族という車を家族が運転して目的地に行ける力をつけること

原則② チームベース

縦割りの予算と
ばらばらな計画

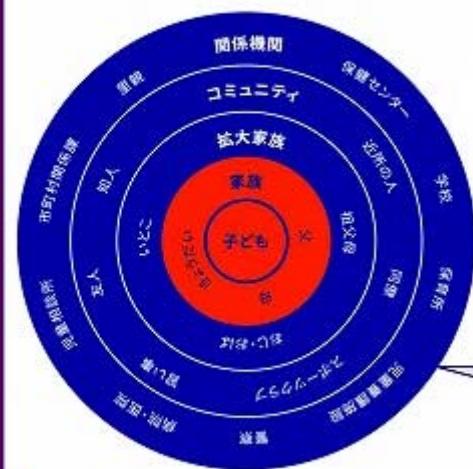


従来の支援

チームでひとつの
プランを作り・実行



ラップアラウンドが入ると



原則③ ナチュラルサポート

原則④ コラボレーション

原則⑤ コミュニティベース

原則⑥ 文化的配慮

子どもと家族は地域で暮らす
子どもたちはいろいろな人のつながりのなかで育つ
地域に自然に活用できるさまざまな資源をふやす

原則⑦ 個別化



個々の家族に合わせた
オーダーメイドの
支援計画

チームで
作戦会議

原則⑧ ストレングスベース

強みの見つけ
方は、顕微鏡
で拡大するよ
うなもの

当事者の
強みに注目
リスクは
ニーズ



家族のノートを家族とふりかえる

- 家族関係、住まい、住む場所、心理面・感情面、健康と医療、
- 危機と安全、経済面、教育、仕事、法的な面、文化、宗教、日常生活、
- 依存や中毒の問題、余暇



- こころ・きもち
- わたしと家族
- あんしんときけん
- きょういく・おしごと
- けんこうのこと
- おうちや地域のこと
- 文化や宗教のこと
- お金のこと
- 好きなこと・しゅみ
- トラウマ（こころのケガ）



こころ・きもち



せいいかく
いいところ



してもらつて
うれしいこと



かなしいこと
心配なこと



あんしん
できること

つよみ

ニーズ

原則⑨ 永続性

必要がないとなるまで

原則⑩ アウトカム(成果)

成果ベース

うまくいけばお祝い
いかなければ、再考

これまでの支援との違い

ラップアラウンド	従来型の支援
家族のパートナーとして	家族に指示
家族の個別性に注目	情報提供と紹介
支援チームが中心	サービスが中心
強みを中心に	できていないことを中心に
やれることは何でも	既存のサービスの中で
柔軟に	サービスは固定的
無条件に	サービス利用の制約
自分の経験を共有して	自分のことはオープンにしない
家族が中心	専門職が中心
家族への支援	特定の個人への支援
自然な関係のなかでのサポート が可能なように	専門職につなげる

支援のOSの書き換え

いろいろな支援・サービスがその上で展開
ないものはつくればいい

サービスA

サービスB

サービス
C

サービス
D

ラップアラウンドの理念・実践

参考文献

- ・「地域で困難を抱える子どもと家族を支えるために
—米国ラップアラウンドの実践を通して」
『子どもと福祉VOL12』(2019)明石書店
- ・『親子が健やかに家庭で生活できるプログラムの
調査研究報告書』(2021)花園大学
(ラップアラウンド養成研修 の報告)
- ・『日本の児童相談所——子ども家庭支援の現在・
過去・未来 単行本』(2022) 明石書店

資料3-5

民間との協働歩調と可能性

令和5年3月15日
堺市子ども相談所
井上直子

一時保護から家庭引き取りになるステップ



施設から家庭引き取りになるステップ



今までの方法では動けないところ、動かないところに働きかける必要性がでてきた

日常生活に戻ると元の関係に戻ってしまう

元に戻るどころか関係がさらに悪化する

子どもが声を発しない、表出しなくなる

親子再構築支援の方法の一つとしての下地

平成18年、政令指定都市移行に伴い児童相談所が開設された

職員全体に面接していく上での具体的なノウハウや理念を欲する機運があった

開設早期の段階で職員の大半が認知行動療法のプログラムをロールプレイも含め受講できる機会を持てた

認知行動療法の考え方を共通言語で持てた
すぐに試行に取り掛かった

プロジェクト体制と援助方針会議

プロジェクト体制

各課から職種を問わず
代表者を出し、研修と実装を担っていく。
担当者とどのプログラムがいいか導入の仕方も検討し、実装に持っていく。

援助方針会議

プログラムを導入するのか、どのようなアプローチが有効か、どのタイミングで導入するのがいいかまで検討する。

プログラムを導入するなかで 個々の親子関係再構築支援に与える影響は

外発的動機づけだけだとプログラムの導入は失敗する
対象者に少なくとも内発的動機づけまでの余地を作っていく

対象者それぞれの課題があり、対象者によってカスタマイズする必要があり、児相でのグループプログラムは成立しにくかった

グループでのプログラムがいけそうな対象者は外だしをする

家族単位で行うプログラムは有効で継続性がある

児童相談所がコンサルテーション機能を 果たすまでの留意点

現在少人数でのガイダンスを中心とした短いセッションの心理教育プログラムを試行している 常に親子のニードにあったものを模索していく必要がある

対象者の動機づけをプログラムのスタートまで維持する必要がある

対象者の状況に合わせてプログラムを入れていくタイミングがある

対象者のニードや状況によりコンサルテーション機能を効果的に果たすためにプログラムが多様に

専門版親プログラムの開発、試行、導入

外部人材による個別対象者へのプログラムの実施
(家族支援カウンセリング事業)

乳幼児への親子プログラム(乳児院・児童養護施設・在宅)

当事者参加というラップアラウンド(アロウンド)のアプローチの試行

プログラムを導入し、親子の生活に反映させるのに必要なこと

特にプログラムの導入時には養育者は変化することへの不安や恐れが動き、それが生活上反映されやすいので丁寧なケースワークが求められる

複層的に同時並行で関係する機関は関わりを持ち続ける
機関や家族のコンサルテーションは児童相談所の仕事

職員の仕事量を軽減するために外部プログラムに委託するという考えは失敗する(児童相談所が関わるという姿勢が欠如するため)

職員は養育者の視点や変化を実感し、生活上サポートし、関係機関と連携していく時間を保障されるべき

外部プログラムを導入・定着の課題

プログラムを定着させるには研修と実践の繰り返しがいる

単年度契約になるのでスタートの時期が固定される

地方行政の支出の金額が限られる

導入に初期投資と一定の時間がかかる

予算取り

予算枠が確保されている場合は、試行、実装で予算枠を拡げる

導入する側に効果への実感がないと説明できない

児童相談所の持っている予算枠で挙げることができるところは所内の
合意で動くことができる。
本庁が予算枠を持っている場合は、本庁説得の工夫がいる

導入のための初期投資に大学との共同研究というやり方もある

資料 3-6

市区町村を含めた親子関係再構築支援
体制の充実のために

広島県西部こども家庭センター 相談援助1課
初期対応係長 児玉 彩奈

ヒアリングの開始時点で出た言葉

- ・親子再統合について、施設からの復帰支援というイメージが強い。
- ・措置の絡んだ対応であり、専門性が高く、児相の仕事という認識。
- ・これ以上市町に何かしろと言われても・・・
- ・市町村指導という送致

ちょっと困惑・・・



ヒアリングにおけるプロセス

現状の振り返り

- ・現在行っている保護者支援、外部委託事業
- ・市区町村の体制の課題

市区町村が担う保護者支援への考察

- ・児相との連携、役割分担と引継ぎの現状と課題
- ・市区町村の強みを活かしている部分への考察

必要な支援とは

- ・国、都道府県に求めたいこと

ヒアリングより

現状と課題

市区町村の親子再統合支援事業

- ・市の独自事業として、子育て講座、コミュニケーション講座、加害親へのアンガーマネイジメント等保護者支援を実施している。
- ・子ども家庭総合支援拠点になったことで、支援プログラムなどへの補助金もあり市区町村ができるようになっている。
- ・児相と進行管理を行いSV、具体的助言を受けて支援を行っている。
- ・児童家庭支援センターと定期の連携をしている。
- ・県内市区町村との連携会議が年2回あり、情報交換を行うことで、よい取組を参考にできている。
- ・家庭復帰事案については、家庭復帰の前から親子に関わっている。

市区町村の体制を含む課題

- ・職員不足、専門職不足。
- ・連携できる外部機関がなく、実施できない。
- ・保護者自身のトラウマ治療のために専門医に繋ぎたくても受け皿がないなど、連携先の開拓も必要である。
- ・信頼できる委託先の情報がない。
- ・プログラムの実施や研修の予算の必要性を訴えても、財政状況が厳しく計上してもらえない。市区町村内部での理解が得にくい=児相の仕事でしょという頭がある。
- ・かつてペアトレ等のプログラムを実施していても県の補助金がなくなり実施できなくなった。

ヒアリングより

市区町村が担う保護者支援

市区町村の強みを活かしている部分への考察

- ・関係機関が身近な分、直接支援を行える。
- ・直接支援を行うことで、ニーズの把握がしやすく、細かく支援方針の検討を行うことができる。
- ・地域資源の活用、母子保健や生活困窮部門との連携で家庭訪問時に物資を持っていくなどして信頼関係を構築できる。
- ・フードバンブリーなどを行っている子ども食堂と連携し、見守り事業として職員も同行して、物を渡すことで保護者との信頼関係を構築することがある。
- ・放課後等デイサービス、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、児童家庭支援センターなど、地域資源を活用して支援を行っている。どこかの関係機関に保護者が繋がっていることが大切なので、ケース検討会議で当事者の意見も踏まえ、地域資源に繋げてられるよう心掛けている。
- ・当事者に支援者会議に入ってもらうなど、「支援」という立場で関わることができる。
- ・児童相談所と家族が対峙しても、家族に寄り添い、間に入って調整することができる。
- ・支援ニーズに合わせたショートステイやヘルパー利用を要対協事案については無料で利用できるようにしている。保護者が利用しやすい、市区町村としても利用奨励しやすい工夫をしている。

ヒアリングより

児相との役割分担と引継ぎ

児童相談所と市区町村の役割分担を踏まえた、各々のかかわり方・引継ぎが重要

- ・家庭復帰前からの市区町村が関与できるよう児相がつなぐ必要がある。
- ・虐待の介入のように県と市区町村の役割が明確でない家庭復帰支援だけに、情報共有や協議をすることで、地域で暮らす準備ができる。
- ・児相がプログラムなどを開始する段階から市区町村も含めてもらえるとそのあとの支援がスムーズになる。
- ・市区町村や関係機関が懸念を抱いているにもかかわらず、家庭復帰ありきで協議が進むことがある。市区町村と児童相談所が同じ方向を向いて、密な連携を図ることが重要である。
- ・児相と市区町村の復帰に対する考え方やアセスメントが異なることが多く、児相が勝手に進めているという印象が強い。

ヒアリングより

必要な力、備えるために必要なこと

市区町村が必要とする力

- ・適切なアセスメントと保護者のニーズにあった支援を行う、社会資源をつなぐ。

市区町村が親子再統合支援を担っていく際に必要なことについての意見

- ・虐待の予防につながる。また業務軽減にもつながるので、ペアトレを積極的に進めていく。
- ・集団のプログラムにより、参加者同士で刺激し合うことで効果が出る場合がある一方、保護者ごとに困りごとが複雑化していることも多く個別の対応もできる必要がある。
- ・連携先を開拓する。信頼できる委託先の情報を都道府県が収集して貰ると良い。
- ・スキルアップのため、児童相談所による相談や、ノウハウを教えてもらう機会 困りごとのヒアリングや研修の提供をしてもらいたい。
- ・家庭復帰後の継続的な支援等、市区町村における親子関係再構築支援の役割も大きいが市区町村のレベル・意識の温度差は大きく、その差を少しでも無くしていくためにも、都道府県全体での底上げが必要であり、県主導で取り組んでいくべき事項である。
- ・市区町村に対して実際に支援を行うのは児童相談所の職員であっても、現場同士での交流だけでなく、主管課から市区町村の担当課にアプローチすることも重要であり、その点でも主管課の役割は大きい。
- ・市区町村における親子関係再構築については、「こども家庭センター」の一つの機能として位置づけ、体制を整えていくことも必要。

本調査研究に関する考察

親子関係再構築支援とは何か

- ・プログラムありきではない、何を目指すのか、県と市町の役割分担は？そもそも専門性の高い支援は県ではないのか、などの意見。改めて、家庭復帰に限らない、特別な支援ではないという頭あわせが必要。
- ・児童相談所が子どもと親を支える環境をコーディネートする際、連携先との協働が欠かせない。特に生活に関わる制度を提供する市区町村の支援力は不可欠。何より児相だけで家族支援はできない。児相だけでなく、市町の支援や連携体制の強化の取組は不可欠である。

都道府県主管課の役割

- ・社会的養護推進計画に、親子関係再構築支援の必要性・重要性を示し、現状の課題とビジョンを都道府県全体で共有することは、予算の確保だけではなく、地域の社会的養護に携わる人々の意識醸成につなげる大きなきっかけとなる。

市区町村間での協働

- ・市区町村単位ではマンパワー、利用可能な資源、職員の経験・スキル・予算等様々な限界があるのが実際。都道府県は広域での取組の推進役としての役割が期待される。

改正法で市町でできること

■ こども家庭センターの設置

・子ども・妊産婦等の実情把握、情報提供、相談支援等を行うとともに、支援を要する子どもや妊産婦等に対するサポートプランの作成も担う。

・要対協調整機関としての関係機関との情報共有・調整や、地域における子育て支援の資源（子ども食堂を行うNPO等）の把握・創出・連携体制の構築も担うことを想定されている。

・その機能を果たすために必要な人員配置と人材確保を図る。

⇒把握した支援ニーズを確実に支援につなげていくための施策としての市町の措置

虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的として、妊婦健診未受診の妊婦等の家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握する「妊婦訪問支援事業」を新たに創設

改正法で市町でできること

■ 家庭支援事業の創設

・子育てに関する情報の提供や家事・養育に係る援助その他必要な支援を行う **子育て世帯訪問支援事業**

※養育支援訪問事業は保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直す予定

・養育環境等に関する課題を抱える学齢期の子どもに対して安心・安全な居場所を提供し 基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保証者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う **児童育成支援拠点事業**

・親子間の適切な関係の構築を目的として、講義やグループワークを通じ、子どもの不適切な行動への対応の仕方、ほめ方・しきり方等の子どもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を市町村の事業とする **親子関係形成支援事業**

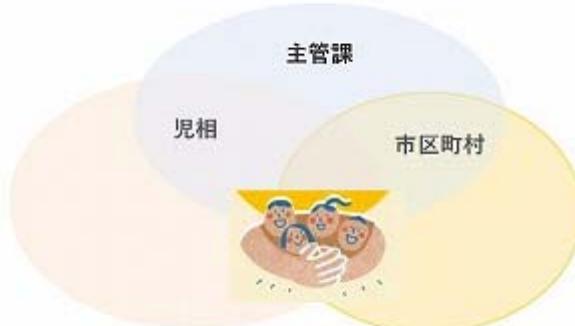
改正法で市町でできること

事業の利用は、基本的には利用者の申請に基づき支援を提供する

- ・サポートプランを作成した家庭
- ・児童相談所が家庭支援事業の実施が適当であるとして市町村に通知した家庭

・支援を行う必要があると認められる家庭が家庭支援事業を利用しない場合において、まずは市町村が利用の勧奨及び利用の支援を行わなければならないこととし、利用勧奨及び利用の支援を行ってもやむを得ない事由により、家庭支援事業の利用が著しく困難であると認める時は、家庭支援事業を利用するよう行政処分（措置）として働きかけ、家庭支援事業による支援の措置ができることとしている。

親子関係再構築支援



・児童相談所の親子関係再構築事業×市町の家族支援事業等を融合させて、その家族の支援ニーズを満たし、虐待状況の改善、悪化の予防を家族に関わる機関全体で支える。

親子関係再構築支援に関する 取組事例のご紹介

取組事例について

- ▶ ガイドラインの内容の「実践例」を紹介
 - 「あるべき姿」だけでなく、どう実践するかをあわせて紹介
 - 「実践できているところがある」ことの共有
 - ガイドライン ⇄ 取組事例 で活用しやすく
- ▶ ポイントを絞った事例集
 - 事例集=実践マニュアルではなく、やってみよう、やれるかも？ のきっかけに
 - 事例集では紹介しきれない背景・工夫等がたくさんあり
 - 実践にあたっての相談等ができる先があることも重要
- ➡ 事例集をきっかけに、自治体・児相間のつながりを

第3章：当事者参画

▶いの町（高知県）

- ・当事者と関係者が参加する「家族応援会議」を開催
方向性の共有、課題解決の方策と一緒に考える場に
- ・当事者の希望を踏まえて、参加者を調整
- ・当事者の声を直接聞けることで、
関係機関も積極的なかかわりに

▶伊那市（長野県）

- ・子どもと家族を取り巻く関係機関も参加する
ケース支援会議を開催
- ・親や子どもが参加するケース支援会議も開催
- ・一堂に会して互いの顔がみえることで、
当事者の安心感や、よりニーズにあった支援が可能に

第4章：アセスメント・援助指針

▶長野県

- ・虐待が主訴の全措置児童を対象に
児童相談所と施設が一緒に
親子関係再構築の視点でアセスメントを実施
- ・支援開始後も同アセスメント項目で評価・見直しを実施
- ・ケースワークの一環として親子関係再構築支援を実施

▶福岡県

- ・施設入所中と里親委託中の全児童を対象に
年1回スクリーニングを実施し、支援対象・目標を確認
- ・「親子のきずな再生事業」として担当職員・SVを配置
組織としての親子関係再構築支援の取組みが明確に
- ・親が不在の子どもも支援の対象

第5章：児相内の支援体制構築

▶ 山形県

- ・児童相談所内に4つのプロジェクトチームを設置
- ・「家族支援」のチームを設置したことで、親子関係再構築支援を後回しにしない意識に変化
- ・福祉司・心理司全員がいずれかのチームに参加し、組織としての機能強化を推進

▶ 京都府

- ・児童相談所外に「寄り添い支援チーム」を設置
- ・当該チームが外部委託先との窓口・ハブ機能を担う
- ・第三者の立場での関わりにより、当事者の抵抗感減や、安定的な支援等につながるなど、当事者・支援者の双方にとってメリットに

第5章：児相内の支援体制構築

▶ さいたま市（埼玉県）

- ・サインズを組織的に導入し、所内で共通言語化
- ・当事者の希望を基づく目標設定、支援の検討が習慣に
- ・家族支援チームをつくり、サインズの研修やケースのコンサルテーションを実施

▶ 福岡市（福岡県）

- ・施設入所児童調査により、課題・支援の方向性を明確に
- ・「家庭移行支援係」の設置、児家センへの委託により、親子関係再構築のための支援体制を強化
- ・子どもの意見表明の仕組みを活用し、子どもの意向・希望も確認

第6章：民間との協働

▶ 堺市（大阪府）

- ・外部の民間や大学等との協働により、支援メニューを充実、専門性の高い支援の実施
- 児童相談所職員のスキルアップにも寄与
- ・自由度の高い独自のプログラムも作成・活用
- ・所内のプロジェクト体制を活用したケースワークを実施

▶ 奈良市（奈良県）

- ・当事者主体のミーティングを実施
当事者の「どのような家族になりたいか」を大切に支援
- ・社会福祉協議会と連携し、多様な地域資源を活用
- ・家族が地域で安心・安全に暮らせる環境づくりを推進
- ・ラップアラウンドを用いた支援も開始

第6章：民間との協働

▶ 名古屋市（愛知県）

- ・「再発防止」を事業目的とし、対象・効果指標を設定
- ・支援効果の見える化・共有により、安定して予算を確保
- ・中央児童相談所が企画調整機能を担うことで、本庁と課題や施策の方向性が共有可能に

第7章：市区町村の支援体制強化

▶ 茨城県

- ・ 県の重要施策として
市町村における保護者支援のレベルアップを位置づけ
全市町村でペアトレが開催できるよう養成研修を実施
- ・ 県担当課と児童相談所が一緒に、訪問等により個別に説明
- ・ 令和4年3月末時点で全市町村でのペアトレ実施を実現

第7章：市区町村の支援体制強化

▶ 石狩市（北海道）

- ・ 市で「いしかり子育て応援プログラム」を作成
- ・ プログラムの作成・実施を通じ、職員がスキルアップ
個別ケースにおける親子関係再構築支援に展開
- ・ プログラムを毎年バージョンアップ＝支援メニューが充実

▶ 加東市（兵庫県）

- ・ 市職員が、「MY TREEペアレンツ・プログラム」を実施
- ・ 周辺市町も含めて参加者募集を行うことで
参加者が、参加しやすい・話しやすい環境を提供
- ・ 周辺との連携により、広域でのメニュー充実の可能性も

質疑

事前質問

- ▶ Q. 参加しにくい保護者に参加していただくための工夫があれば教えてほしい。(募集方法、内容、回数等)
- ▶ Q. 当事者への具体的なアプローチの方法や、使用しているグッズ、パンフレット等があれば教えてほしい。
- ▶ Q. 市町村の立場で親子関係の再構築(再統合)を目指すには「在宅で」という前提があるので、在宅における体系的な方法論があれば知りたい

今後の予定について

今後の予定について

- ▶ 本調査研究事業の報告書等の公表
 - ・令和5年4月下旬に、
三菱UFJリサーチ&コンサルティングHPにて公表予定
 - ・調査結果の詳細、ガイドライン案、事例集等を掲載
- ▶ ガイドラインについて ※厚生労働省より